

適正な料金改定及び 新料金体系の基本方針について

小川町 上下水道課

令和5年6月29日
第1回審議会

目次

1 本審議会の目的	P1
2 水道事業の現状について	P2-5
3 水道事業の見通しについて	P6-7
4 適正な料金水準について	P8-11
5 新料金体系の方針について	P12-20
6 今後の計画	P21

1 本審議会の目的

本審議会の目的は、町長の諮問に応じ、水道事業の変更、水道料金の改定等水道事業に係る重要な事項を審議することとされており、今回は水道事業の安定的経営の維持を図るために、以下について協議し、諮問することです。

◎料金改定実施の検討について

◎適正な料金水準(料金改定率)の検討について

◎新料金体系の方針の検討について

2 水道事業の現状について

1. 事業の概要について

本町の水道事業概要は以下のとおりです。

項目	内容
給水開始年月	1954年(昭和29年)11月
計画給水人口	43,200人
現在給水人口	27,785人
有収水量密度	0.9千m ³ /ha
水源	地下水・表流水・伏流水・県水
施設数(浄水場設置数)	1箇所
施設数(配水池設置数)	4箇所
施設能力	17,480m ³ /日
施設利用率	58.3%
管路延長	224.44km

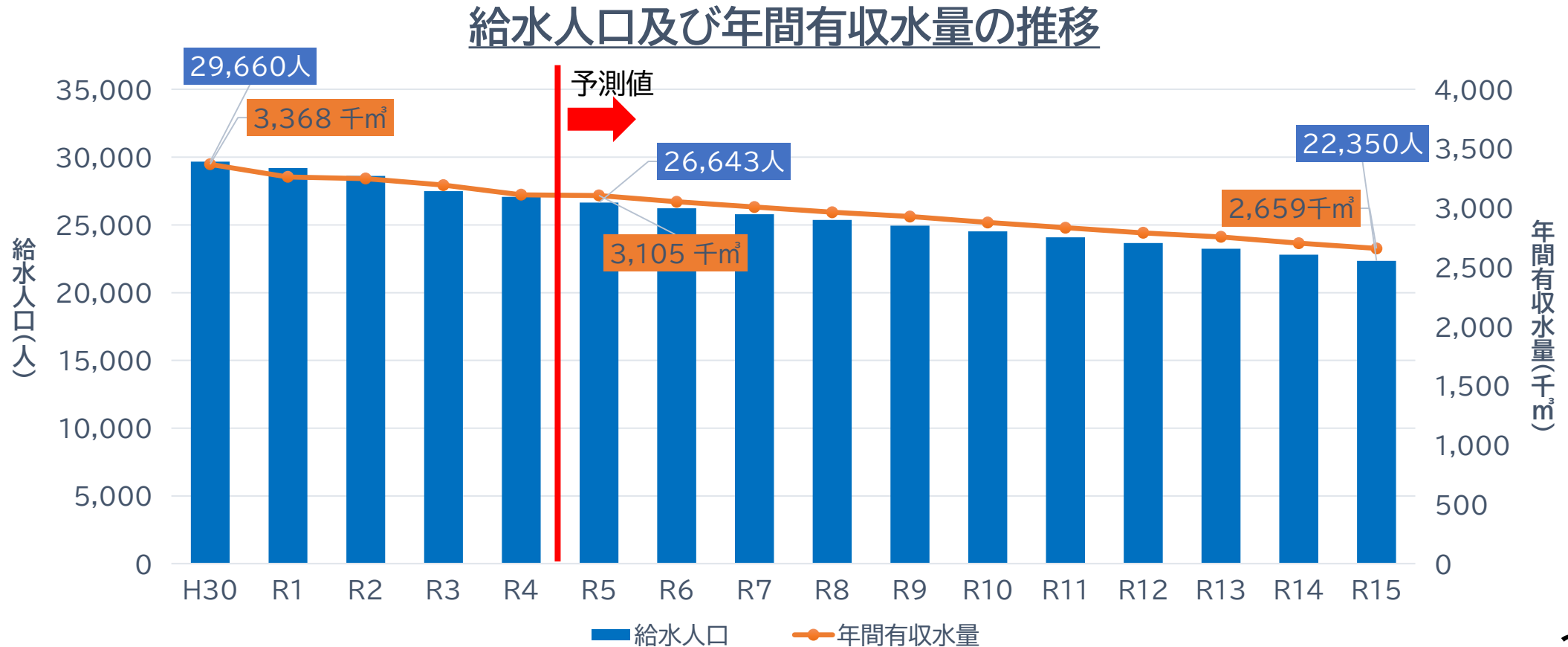
出典:令和4年度決算統計

項目	施設名
取水施設	5(休止中の水源を除く) ・増尾水源:地下水 ・館川水源:表流水 ・槻川水源:伏流水 ・青山水源:地下水 ・古寺水源:地下水 ・下里水源:地下水(休止中)
浄水施設	青山浄水場
受水施設	県水受水地(第7拡配水池)
配水施設	・みどりが丘配水池 ・第1 円光寺配水池 ・第2 円光寺配水池 ・東小川配水池

2 水道事業の現状について

2. 給水人口及び有収水量

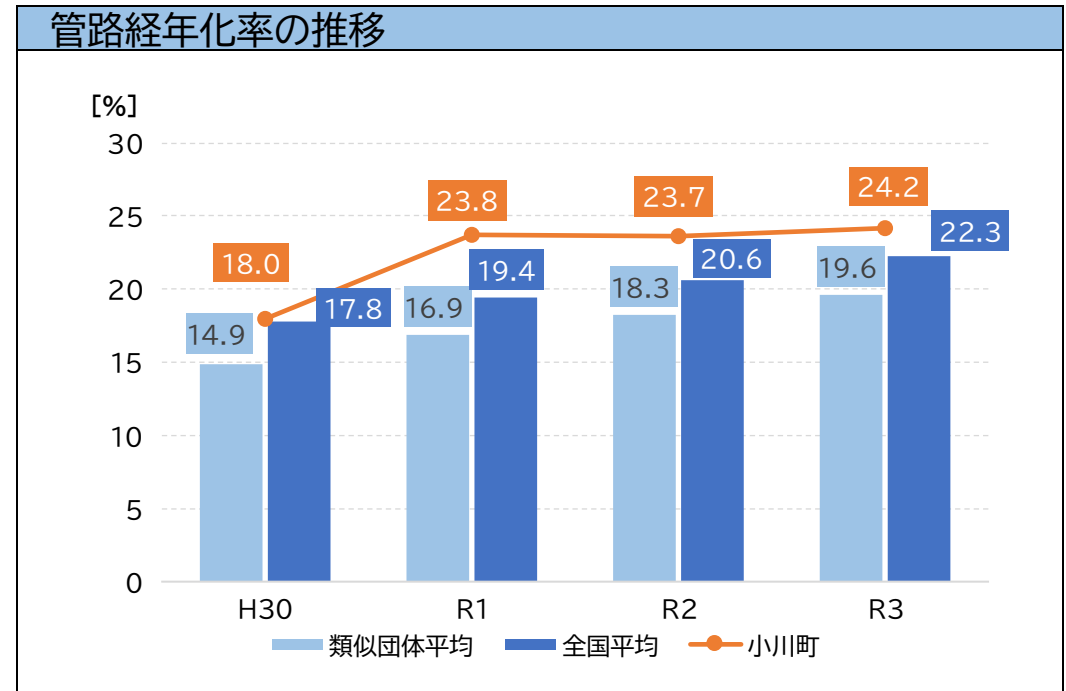
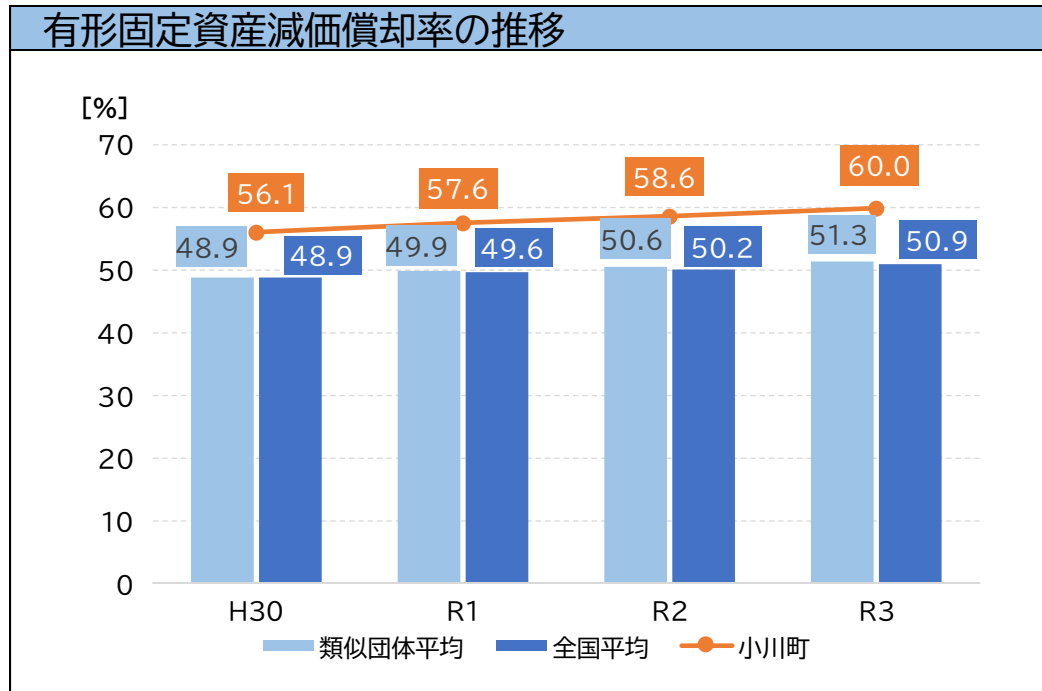
給水人口及び有収水量は減少する見込みです。



2 水道事業の現状について

3. 施設について

施設の老朽化が進んでいます。



※類似団体:給水人口 1.5 万人以上3万人未満の事業

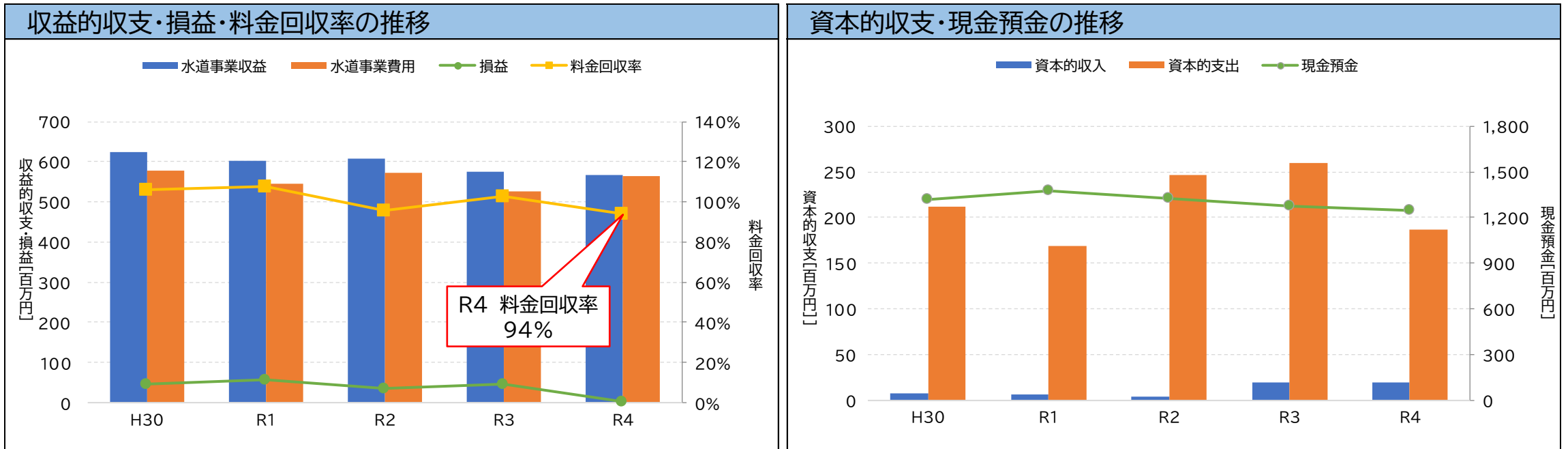
出典:令和3年度決算 経営比較分析表

- ・資産の老朽化度合いを示す有形固定資産減価償却率は**60.0%**
- ・法定耐用年数を超えた管路延長の老朽化度合いを示す管路経年化率は**24.2%**

2 水道事業の現状について

4. 経営の状況(平成30～令和4年度)

水道事業収益の減少、料金回収率は94%へ



・R3からR4にかけては、原水・浄水費に関する動力費は約1.5倍高くなっている等の理由により、**水道事業収益は減少しているのに対して水道事業費用は増加しています。**

※料金回収率: **給水に必要な経費をどのくらい料金収入で回収できているかを表す指標**で、100%を下回っている場合、給水に必要な経費を料金収入で回収できず、料金収入以外の収入で回収していることを意味しています。

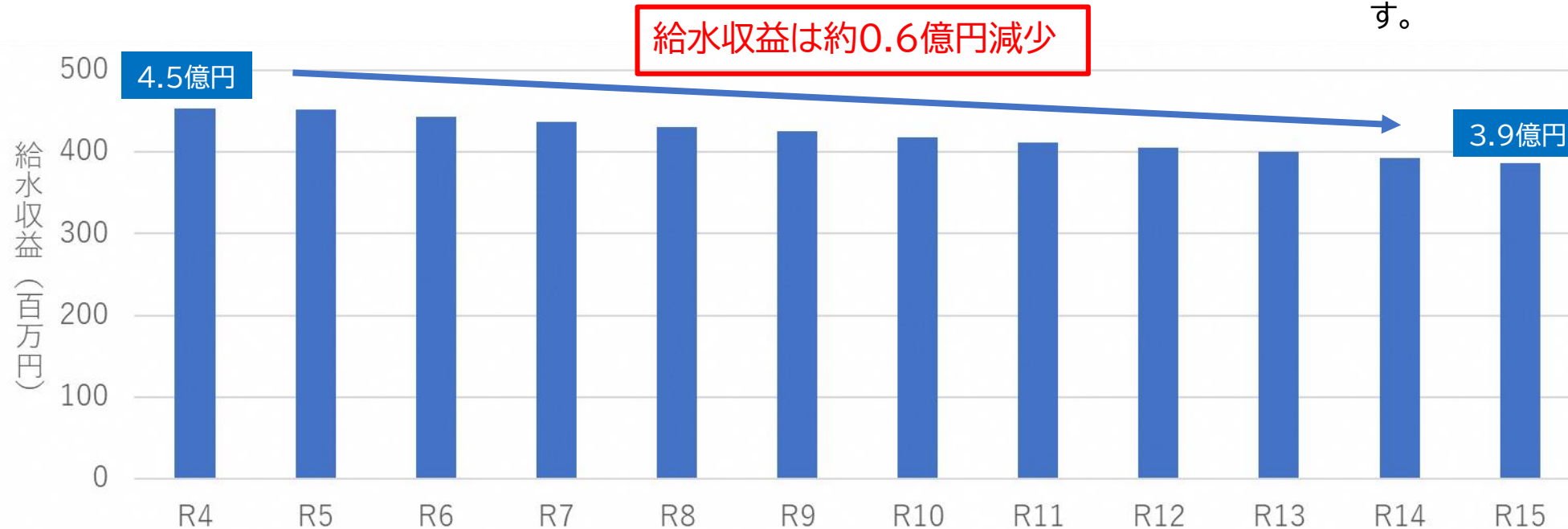
3 水道事業の見通しについて

1. 給水収益の見通し

令和5年度以降、給水収益は減少する見込みです。

給水収益の見通し

※給水収益の予測値は令和4年度の供給単価(145.8円/m³)に有収水量予測値を乗じて算出しています。

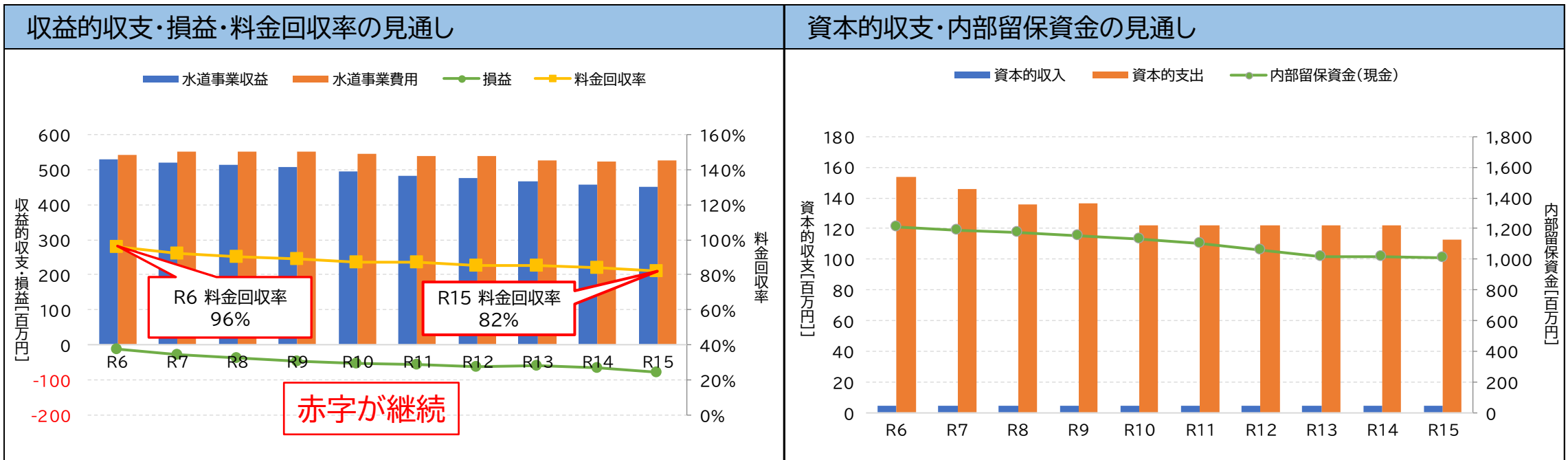


3 水道事業の見通しについて

2. 現行料金を据置きとした場合の財政収支予測

健全な事業経営のため、早急に料金改定を実施する必要があります。

給水収益が減少する中、老朽化施設・管路の計画的な更新が必要であり、今後も継続的な事業経営を行えるかを検証するため、財政収支予測(令和6～15年度)を実施しました。



※内部留保資金:現金預金に損益や資本的収支不足額などを考慮した金額です

- 給水収益の減少、県水の料金値上げや物価上昇により、今後も赤字は継続することが予測されます。

4 適正な料金水準について

1. 健全な事業運営を行うための財政収支予測実施

健全な事業運営を行うため、財源目標を設定しました。

目標を達成できる**適正な料金改定率**を検証するために、財政収支予測を実施します。

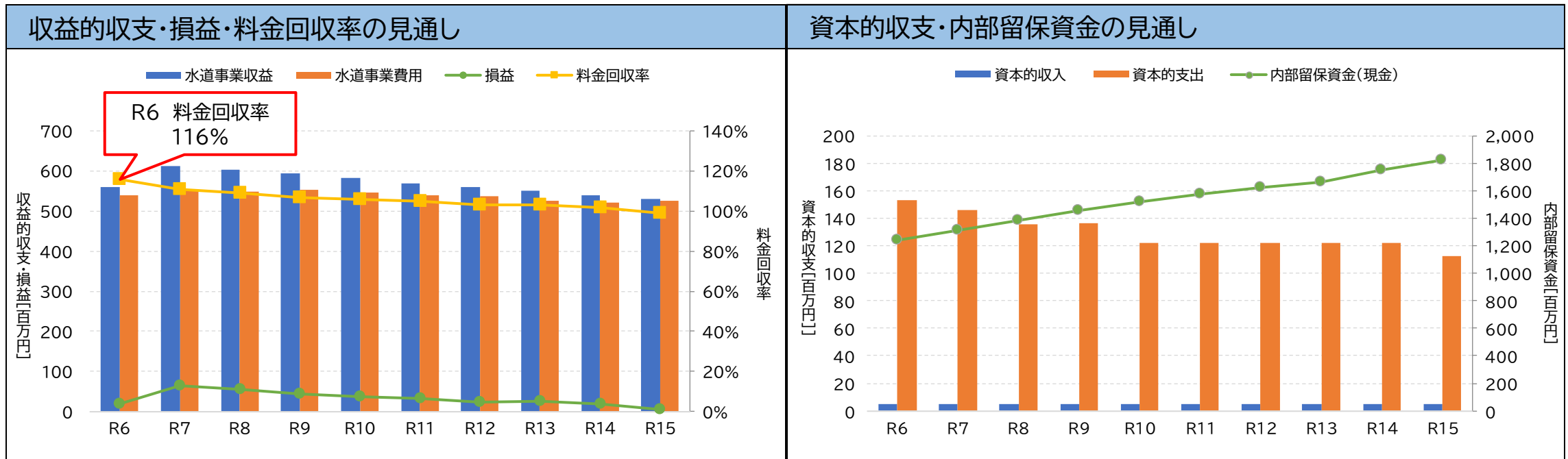
【財源目標】

- ・収益的収支において、**早急に赤字を解消**し、浄水場の更新計画の検討及び更新工事の終了を見据えた期間(約10年間)の**黒字を維持**すること
 - ※今回の財政収支予測に浄水場更新工事に関する費用は含まれておりません
- ・現金預金が3億円(年間給水収益の50%以上)を下回らないこと

4 適正な料金水準について

2. 予測結果

令和6年度に21%の料金改定が必要です。



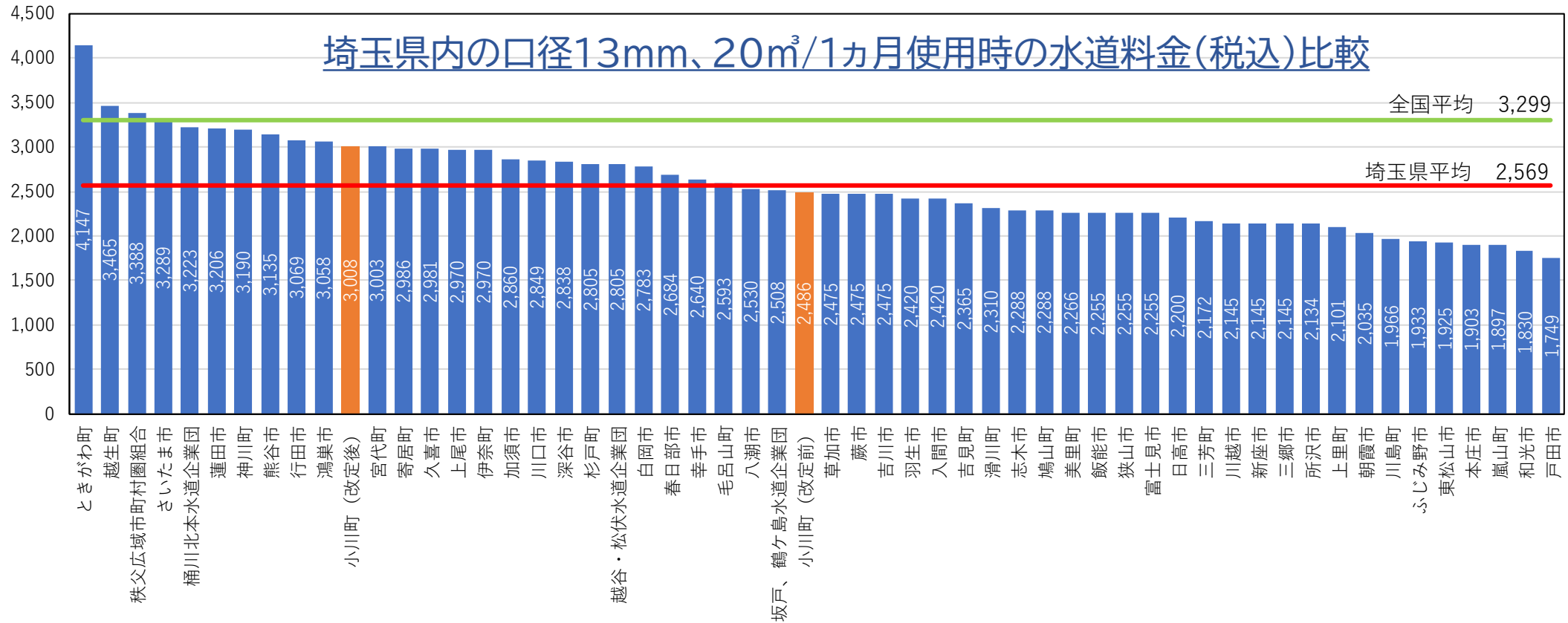
※内部留保資金:現金預金に損益や資本的収支不足額などを考慮した金額です

- 令和6年度に21%の料金改定実施により、今後10年間の黒字維持と財源目標を達成できます。
- 料金回収率も100%以上となり、給水に必要な経費を料金収入で回収できるようになります。
- 水道法及び算定要領を踏まえ、料金改定の5年後、令和11年度に料金の妥当性を検証します。

4 適正な料金水準について

2. 予測結果

令和6年度に21%の料金改定が必要です。



- 21%の料金改定によって埼玉県平均より高くなりますが、全国平均より低い水準となります。

4 適正な料金水準について

4. 埼玉県内における料金改定実施状況について

料金改定を実施する事業者は増加傾向です。

(1) 県内で料金改定を実施した事業者

事業者	料金体系	改定年月	改定率(%)
熊谷市	口径別	R2.4	19.5
行田市	口径別	R2.4	12.0
川口市	口径別	R3.1	25.0
毛呂山町	口径別	R3.10	19.8
秩父広域市町村圏組合	口径別	R3.4	17.9
ときがわ町	口径別	R4.10	39.3
朝霞市	口径別	R4.10	不明
上里町	口径別	R4.10	不明
美里町	口径別	R4.10	12.0
平均改定率			20.8

※水道料金表及び事業者の公開資料を基にしています。

※平均改定率は改定率が不明な事業者を除いて算出しています。

5 新料金体系の方針について

1. 料金体系の概要について

(1) 料金制

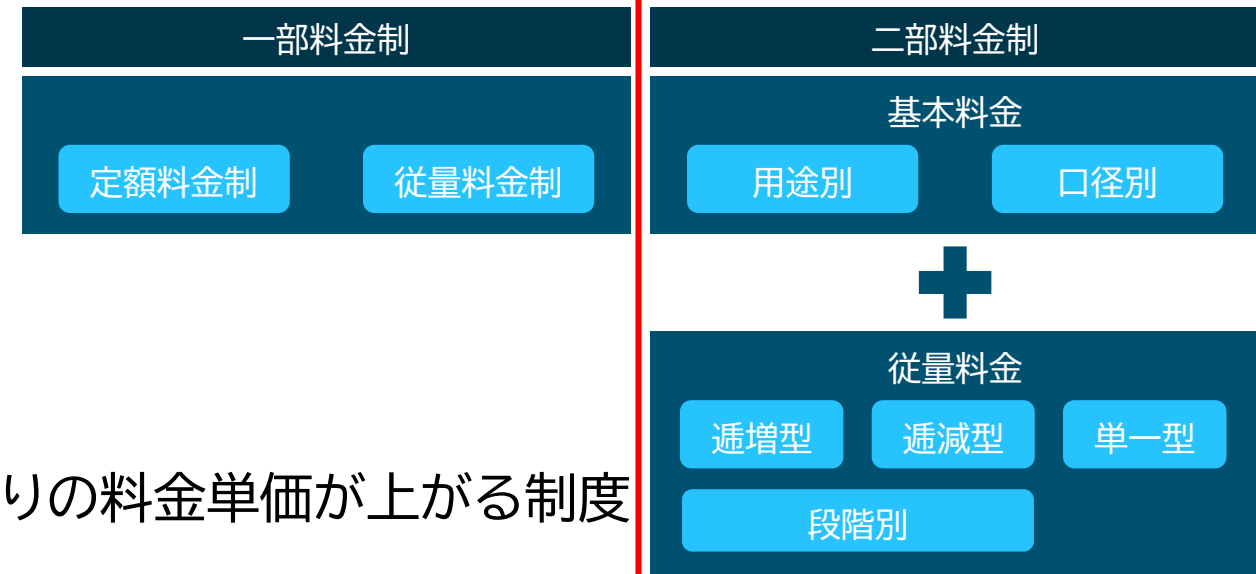
- 一部料金制: 定額料金または従量料金のいずれかを採用した料金制度
- 二部料金制: 基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度

(2) 基本料金

- 用途別: 使用用途に基づく料金設定
- 口径別: 口径の大小に基づく料金設定

(3) 従量料金

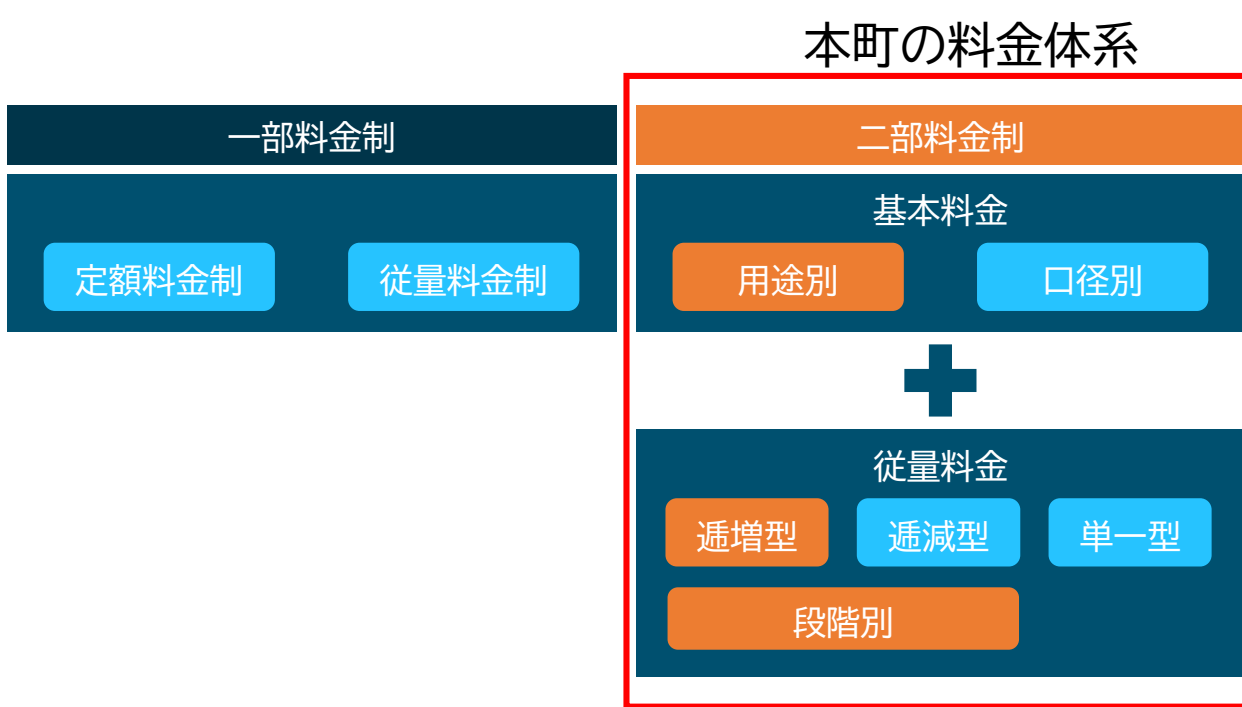
- 逓増型: 使用水量が増加するに従い1m³当たりの料金単価が上がる制度
- 逓減型: 使用水量が増加するに従い1m³当たりの料金単価が下がる制度
- 単一型: 使用水量の多寡に関わらず1m³当たりの料金単価を均一とした制度



5 新料金体系の方針について

2. 本町の現行料金体系について

二部料金制、用途別料金体系、逦増型段階別従量料金を採用



用途ごとに
料金設定

用途	基本料金(円/月,税抜)		超過料金(円/1㎡当たり,税抜)	
	基本水量	料金	超過水量	料金
家事用	10㎡まで	1,000	10㎡を超え20㎡まで	120
			20㎡を超え30㎡まで	135
			30㎡を超え50㎡まで	150
			50㎡を超えるもの	170
営業用 会社用 官公署 学校 病院	10㎡まで	1,400	10㎡を超え20㎡まで	150
			20㎡を超え30㎡まで	170
			30㎡を超え50㎡まで	190
			50㎡を超え100㎡まで	205
			100㎡を超え200㎡まで	230
200㎡を超えるもの	260			
公衆浴場 プール用	100㎡まで	9,600	100㎡を超えるもの	130
娯楽用 臨時用	10㎡まで	2,300	10㎡を超え50㎡まで	240
			50㎡を超え100㎡まで	255
			100㎡を超え200㎡まで	275
			200㎡を超えるもの	295

安い
↓
段階別
逦増型
↓
高い

5 新料金体系の方針について

3. 水道料金の設定に求められている3つの条件

料金体系の方針を検討するにあたり、「水道料金改定業務の手引き(平成29年3月公益社団法人日本水道協会)」に示されている条件の整合性について、各料金体系の比較を行います。

- (1) 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること
- (2) 費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること
- (3) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

5 新料金体系の方針について

(1) 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること

- 用途別料金体系、口径別料金体系共に用途ごと、口径ごとに明確に基本料金、超過料金の単価を設定しています。

条件	料金体系	用途別 料金体系	口径別 料金体系
料金が定率又は定額をもって明確に定められていること		○	○
費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること			
特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと			

5 新料金体系の方針について

- (2)費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること
- 用途別料金体系は**使用目的を料金設定の根拠**として水道料金を設定します。しかし、**設定根拠となる使用用途の明確な判断基準を設けることが難しい**とされています(自宅を仕事用として使用している場合等)。
 - 口径別料金体系は**使用する口径の大きさや水道メーター購入価格のような定量的な基準に基づき**水道料金を設定します。

条件	料金体系	用途別 料金体系	口径別 料金体系
料金が定率又は定額をもって明確に定められていること		○	○
費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること		▲	○
特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと			

5 新料金体系の方針について

(3)特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

- 口径別料金体系は、使用する口径の大きさといった明確な基準に基づいた料金設定のため、費用負担および料金の公平性がより確保できると考えられます。

条件	料金体系	用途別 料金体系	口径別 料金体系
料金が定率又は定額をもって明確に定められていること		○	○
費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること		▲	○
特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと		▲	○

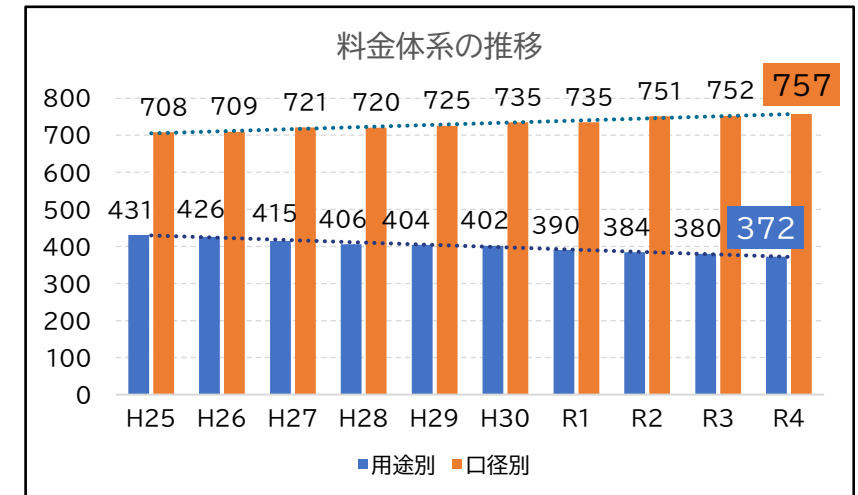
5 新料金体系の方針について

4. 比較検証結果

公平な費用負担と明確な料金設定を実現する口径別料金体系へ

- 口径別料金体系は、費用負担の公平性と料金設定基準が明確であることから、採用する事業者が増えています。

条件 \ 料金体系	用途別料金体系	口径別料金体系
料金が定率又は定額をもって明確に定められていること	○	○
費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること	▲	○
特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと	▲	○



出典:水道料金表(令和4年4月1日現在)

5 新料金体系の方針について

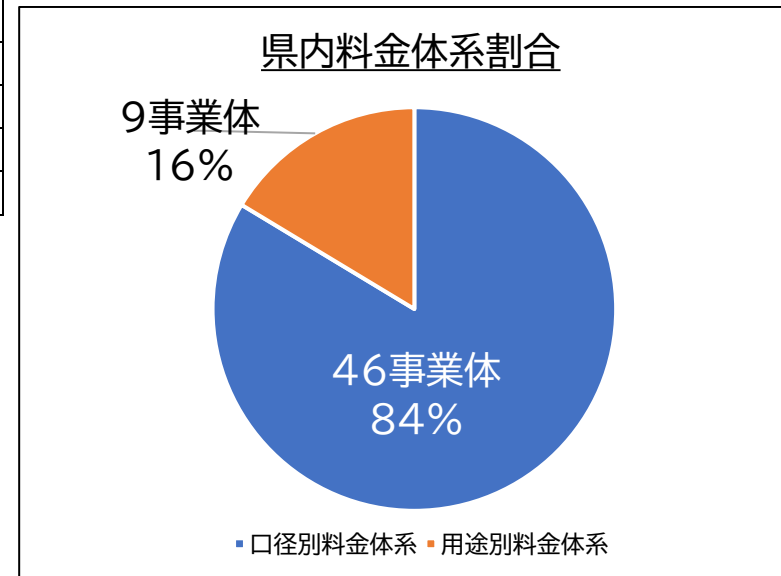
5. 参考:埼玉県内の料金体系について

県内の84%が口径別料金体系を採用しています。

口径別料金体系採用事業体			
1	さいたま市	17	戸田市
2	川越市	18	入間市
3	熊谷市	19	朝霞市
4	川口市	20	志木市
5	行田市	21	和光市
6	所沢市	22	新座市
7	飯能市	23	久喜市
8	加須市	24	八潮市
9	本庄市	25	富士見市
10	東松山市	26	幸手市
11	春日部市	27	日高市
12	狭山市	28	ふじみ野市
13	鴻巣市	29	白岡市
14	深谷市	30	伊奈町
15	上尾市	31	三芳町
16	草加市	32	毛呂山町
		33	越生町
		34	滑川町
		35	嵐山町
		36	川島町
		37	吉見町
		38	鳩山町
		39	ときがわ町
		40	上里町
		41	寄居町
		42	宮代町
		43	杉戸町
		44	越谷・松伏水道企業団
		45	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
		46	秩父広域市町村圏組合

用途別料金体系採用事業体	
1	羽生市
2	蕨市
3	三郷市
4	蓮田市
5	吉川市
6	小川町
7	美里町
8	神川町
9	桶川北本水道企業団

出典:水道料金表(令和4年4月1日現在)



5 新料金体系の検討

6. 新料金体系の検討

本町における料金体系についても、今回の料金改定を期に口径別料金体系への変更を検討しています。

	現行料金体系	新料金体系
料金体系	用途別料金体系	口径別料金体系

現行料金表(円、税抜、1ヵ月)

用途	基本料金(円/月,税抜)		超過料金(円/1㎡当たり,税抜)		メーター使用料金	
	基本水量	料金	超過水量	料金	口径	料金
家事用	10㎡まで	1,000	10㎡を超え20㎡まで	120	13mm	60
			20㎡を超え30㎡まで	135	20mm	110
			30㎡を超え50㎡まで	150	25mm	120
			50㎡を超えるもの	170	30mm	200
営業用 会社用 官公署 学校 病院	10㎡まで	1,400	10㎡を超え20㎡まで	150	40mm	230
			20㎡を超え30㎡まで	170	50mm	900
			30㎡を超え50㎡まで	190	75mm	1,200
			50㎡を超え100㎡まで	205	100mm	1,500
			100㎡を超え200㎡まで	230		
200㎡を超えるもの	260					
公衆浴場 プール用	100㎡まで	9,600	100㎡を超えるもの	130		
娯楽用 臨時用	10㎡まで	2,300	10㎡を超え50㎡まで	240		
			50㎡を超え100㎡まで	255		
			100㎡を超え200㎡まで	275		
			200㎡を超えるもの	295		



口径別料金体系へ

6 今後の計画

1. 料金改定について

年度	内容
令和5年度	水道審議会開催 小川町水道事業給水条例の改正
令和6年度	水道使用者への周知(広報・ホームページ他) 料金改定実施(12月予定)

2. 今後の審議会予定について

審議会	内容
第2回審議会 (8月予定)	総括原価算定結果の報告 総括原価に基づいた料金算定結果の報告
第3回審議会 (10月予定)	第2回料金算定結果の報告
第4回審議会 (12月予定)	第3回料金算定結果の報告 料金表の決定

審議会における協議
内容を反映